

浜松市舞阪サテライトオフィス 利用者募集要項

(2022年4月1日改定)

本施設は、浜松市の産業活性化や新産業創出に繋げるための施設であることから、入居を希望される方には、本市での事業展開等の審査を実施し、決定を行います。下記の要項をご理解の上、お申込みいただきますようお願いします。

1. 施設概要

- (1) 名称 浜松市舞阪サテライトオフィス
- (2) 所在地 静岡県浜松市西区舞阪町舞阪 2701 番地の 9 舞阪協働センター4階
■JR 東海道線 弁天島駅 徒歩 8 分
■住所利用可・法人登記可
- (3) 利用時間 24 時間利用できます。
- (4) 使用料 後述、使用料を参照
事務室の電気料は利用者負担となります
- (5) 利用期間 ■個人…1 年以内
■法人
・申請時点で市内に事務所等を有していない法人…5 年以内
・新規設立法人…5 年以内
・市内企業…1 年以内
※利用期間終了後、引き続き利用する必要が認められる場合には、利用期間の開始日から起算して、個人の場合 2 年、法人の場合 7 年まで更新可能です。(個人が利用期間中に法人化した場合は、法人の利用期間を準用します。)
- (6) 事務室の設備 ■空調設備 個別空調システム
■電気設備 単相 100V (差込口は 2~4 口)、LED 照明
■フロア OAフロア (4 口OAタップ 5~7 個)
■電話回線 個別契約必要
■インターネット回線 高速通信回線対応可能 (個別契約必要)
■セキュリティ 機械警備、スマートロック
- (7) 共有スペース 打合せスペース、ホワイトボード、モニター用 TV、プロジェクタ、マイク、スピーカー、スクリーン、Webカメラ
- (8) その他設備 エレベーター (13 人乗り、積載荷重 900 kg)、給湯室等
- (9) 駐車場 有 (1 室につき、2 台まで。それ以上は要相談)
- (10) 備考 敷地内禁煙
事務室内に家具はありません。各企業でご用意ください。

2. 応募できる者の要件

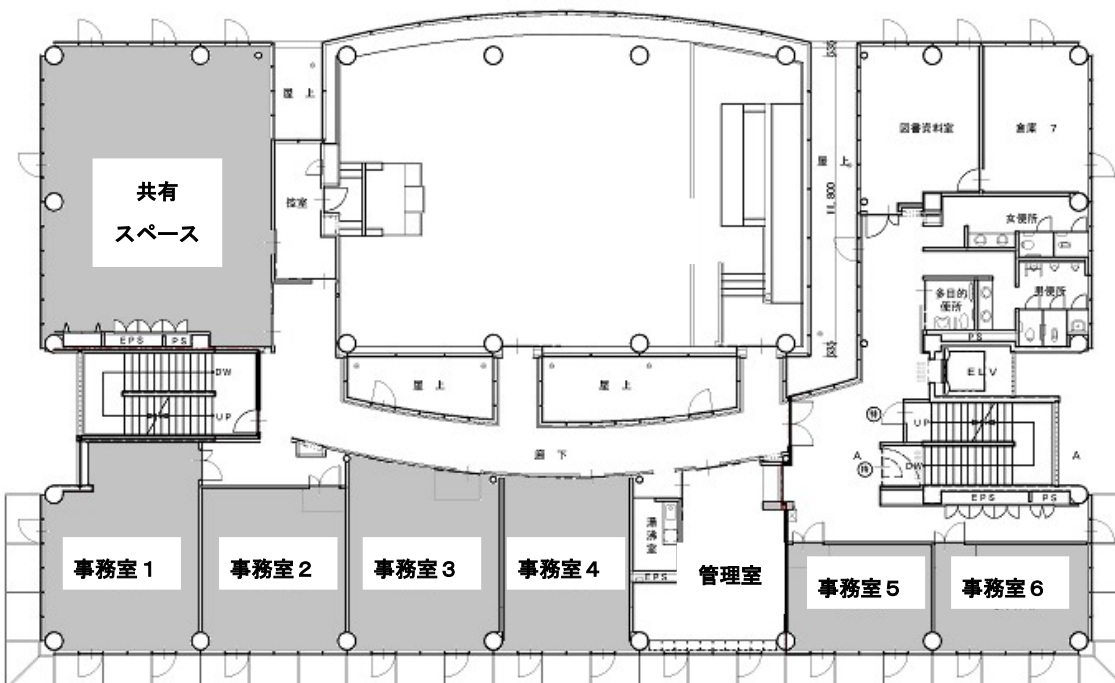
次にあげる条件に該当し、経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、賃料の支払い能力のある個人（2年以内に開業又は会社等の設立を予定する者）もしくは会社等の代表者の申込みが可能です。

- (1) 市内の企業と協業し、新たな事業展開を図る個人事業主、ベンチャー企業、中小企業等（※市内企業から独立した新規事業会社を含む）
- (2) 市内において事業活動を実施する者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者

※ただし、以下の条件の方は許可しません（浜松市舞阪サテライトオフィス条例第6条第2項）

- ① 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき
- ② 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- ③ 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき
- ④ 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき

3. 使用料



事務室	事務室 1	事務室 2	事務室 3	事務室 4	事務室 5	事務室 6
面積 (㎡)	53.32	41.01	48.48	39.11	27.21	29.35
月額使用料 (円)	84,640	65,080	77,000	62,130	43,190	46,550

※10%税込額

※電気料は、入居者負担となります。

※インターネット回線は、各自でご契約いただきます。

※市外企業については、月額使用料を1/2減免いたします（入居開始日から最長5年）。

※消費税率の変更があったときは、月額使用料が変わります。

なお、増税前に許可書が発行されている場合、従前の使用料となります。

4. 応募方法

- (1) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
(土日祝、年末年始(12/29～1/3)は除く。)
- (2) 申込方法 事前に下記に連絡の上、持参して下さい（書類の確認および簡単なヒアリングを行います。）。
- (3) 受付場所 〒430-8652
静岡県浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所 6階
産業部スタートアップ推進課
電話：053-457-2825
- (4) 申請書類 ・浜松市舞阪サテライトオフィス利用者募集申込書
・事業計画書
・法人の場合は、法人登記簿謄本（3カ月以内に取得した原本）、決算書の写し（直近3期分）、「法人税」納税証明書（直近1期分）、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」納税証明書（直近1期分）
・個人の場合は、住民票（3カ月以内に取得した原本）、直近の所得税確定申告書、所得税納税証明書、個人住民税納税証明書
・会社概要がわかるパンフレット等
- (5) 問合せ 施設の見学を希望する方は、下記にご連絡ください。日程は調整させていただきます。
浜松市役所 産業部 スタートアップ推進課
電話：053-457-2825
E-mail：vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

5. 利用者の選定及び決定

利用者については、提出頂いた書類を基に本事業の目的に照らし審査・決定致します。

- (1) 審査 ・第1次審査
事務局による書類審査を行います。
審査結果については、メールで通知します。
- ・第2次審査
選定委員会における面接審査を行います。

採点基準としては、事業の新規性や将来性、地域産業への貢献見込、経営者の意欲等を審査します。

- (2) 決定時期 申し込みから1カ月程度で決定します。
- (3) 決定通知 上記までに書面にて、通知いたします。
- (4) 申請 利用者として決定後、別途、利用許可申請書を提出していただきます。

6. その他留意事項

- (1) 利用者が以下に該当する場合は、許可を取消、又は利用の条件を変更・停止します
 - ① 浜松市舞阪サテライトオフィス条例、及び同条例施行規則に違反したとき
 - ② 応募できるものの要件に該当する者でなくなったとき
 - ③ 事務室の利用許可に付けた条件に違反したとき
 - ④ 管理上の指示に従わないとき
 - ⑤ 虚偽その他不正の行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき
 - ⑥ 工事その他管理上やむを得ない必要性が生じたとき
 - ⑦ 公益上必要があるとき
 - ⑧ 破産手続き開始若しくは再生手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき
- (2) オフィスに特別な整備を設ける場合には、許可を受ける必要があります。その際、設計書、仕様書、図面その他の当該整備の内容がわかる書類を添えて申請しなければなりません
- (3) 利用にあたっては、危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れがある使用、公序良俗に反する使用はできません
- (4) 火気を使用することはできません
- (5) 提出頂いた申込書等は返却しません
- (6) 事務室内で店舗を営み、飲食店や小売店として物販・サービス業を営むことはできません

<問合せ先>

浜松市 産業部 スタートアップ推進課

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所 6階

電話：053-457-2825

E-mail：vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp